

平成30年第1回

尾張北部環境組合議会定例会会議録

平成30年2月8日

尾張北部環境組合議会

平成30年第1回尾張北部環境組合議会
定例会議録

会期 平成30年2月8日（木曜日）

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第1号 尾張北部環境組合個人情報保護条例の制定について
日程第5 議案第2号 尾張北部環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
日程第6 議案第3号 尾張北部環境組合情報公開条例の一部改正について
日程第7 議案第4号 尾張北部環境組合職員定数条例の一部改正について
日程第8 議案第5号 平成29年度尾張北部環境組合一般会計補正予算（第1号）
日程第9 議案第6号 平成30年度尾張北部環境組合一般会計予算

出席議員（11名）

第1番	水野 正光 君	第2番	大沢 秀教 君
第3番	市橋 円広 君	第4番	河合 正猛 君
第5番	鈴木 貢 君	第6番	伊神 克寿 君
第7番	倉知 敏美 君	第8番	齊木 一三 君
第9番	丹羽 勉 君	第11番	千田 利明 君
第12番	和田 佳活 君		

欠席議員（1名）

第10番 高木 義道 君

職務のため議場に出席した職員の職・氏名

書記長 滝 和彦 君 書記 高田 達也 君

説明のため出席した者の職・氏名

管理者 澤田 和延 君 副管理者 山田 拓郎 君

副 管 理 者 鈴木 雅博 君
会 計 管 理 者 中村 信子 君
犬山市環境課長 高木 衛 君
江南市環境課長 阿部 一郎 君
大口町環境経済課課長補佐 前田 憲吾 君
扶桑町産業環境課長 江口 英樹 君
総務課副主幹 山内 進治 君
総務課主任 加藤 昂紀 君

副 管 理 者 千田 勝隆 君
犬山市経済環境部長 永井 恵三 君
江南市生活産業部長 武田 篤司 君
大口町産業建設部長 宇野 直樹 君
扶桑町産業建設部長 墨井 康仁 君
事 務 局 長 武馬 健之 君
総 務 課 主 査 北川 俊秀 君

(午前10時00分 開会)

◎開会の宣告

○議長（大沢秀教君） 皆さん、おはようございます。

定刻になりました。ただいまから平成30年第1回尾張北部環境組合議会定例会を開会いたします。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに平成30年第1回定例会が招集されましたところ、議員の皆様には何かと御多用の中、御参集をいただきましてまことにありがとうございます。

本定例会に提出されております議案は、尾張北部環境組合個人情報保護条例の制定についてを初め6議案であります。いずれも重要な案件でございますので、何とぞ慎重に御審議をいただきまして適切な議決をされますようお願い申し上げます。簡単ではありますが、開会の御挨拶といたします。

管理者。

○管理者（澤田和延君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には大変御多用の中、御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

ただいま議長さんから御報告のありましたとおり、本定例会に提出させていただきました議案は尾張北部環境組合個人情報保護条例の制定についてを初め6議案の御審議をお願いするものでございます。後ほど事務局長から詳しく説明をさせていただきますが、いずれも今後の組合事業を進める上で重要な案件でございます。議員の皆様方には慎重な御審議をいただき、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（大沢秀教君） ただいまの出席議員は11名であります。通告による欠席は高木議員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大沢秀教君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第97条の規定により、議長において、3番 市橋円広議員、8番 齊木一三議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（大沢秀教君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

会期については、さきの議員代表者会議において御協議されました結果、お手元に配付しました会期日程（案）のとおり、本日1日間とすることに意見の一致を見ました。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（大沢秀教君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に提出されました議案については、前もって配付したとおりであります。

以上、提出議案の報告にかえます。

本定例会の説明員として、管理者以下関係者に対し出席を求めましたので、御報告を申し上げます。

続いて、監査委員から例月出納検査及び平成29年度定期監査の結果報告があります。その内容については、お手元に配付したとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第1号から議案第6号まで（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（大沢秀教君） 日程第4、議案第1号 尾張北部環境組合個人情報保護条例の制定についてから日程第9、議案第6号 平成30年度尾張北部環境組合一般会計予算までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（武馬健之君） それでは、議案第1号につきまして説明をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。

議案第1号 尾張北部環境組合個人情報保護条例の制定についてでございます。

尾張北部環境組合個人情報保護条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、組合が保有する個人情報の適正な取り扱いについて必要な事項を定めるため、制定する必要があるからでございます。

はねていただきまして、3ページをお願いいたします。

尾張北部環境組合個人情報保護条例の案でございます。

第1章は総則関係の規定で、第1条から第5条まででございます。

第1条はこの条例の目的を規定したもので、組合が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取り扱いについて必要な事項を定めることにより、組合行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、もって個人の権利利益を保護することを目的としております。

第2条は、この条例において用いられる用語の意義を定めるものでございます。

はねていただきまして、4ページをお願いいたします。

第3条は組合の実施機関の責務について、第4条は事業者の責務について、5ページの第5条は住民の責務について、それぞれ定めております。

続きまして、第2章は個人情報の適正な取り扱いの確保の規定で、第6条から第17条まででございます。

第6条及び、はねていただきまして6ページの第7条は、実施機関による個人情報等の収集の制限について定めております。

第8条から7ページの第13条までは、実施機関による個人情報等の利用及び提供の制限等について定めております。

はねていただきまして、8ページをお願いいたします。

第14条から第17条までは、個人情報の適正な管理並びに職員及び受託者の義務等について定めております。

続きまして、9ページの第3章は個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求の規定で、第18条から第45条まででございます。

そのうち第18条から第31条までは開示に関する規定で、第18条で自己に関する個人情報の開示請求権を何人にも認め、第19条から大きくはねていただきまして、14ページの第31条までにおいて開示請求の手続等について定めております。

次の第32条から第39条までは訂正に関する規定で、第32条で個人情報の内容が事実でないと思われる場合に、その訂正、追加、削除を請求する権利を認め、15ページの第33条から、はねていただきまして16ページの第39条までにおいて訂正請求の手続等について定めております。

次の第40条から第45条までは利用停止に関する規定で、第40条で個人情報の本条例の定める収集、利用の制限等に違反して収集または利用されたと思われる場合等に、その利用の停止または消去等を請求する権利を認め、17ページの第41条から、はねていただきまして18ページの第45条までにおいて利用停止請求の手続等について定めております。

続きまして、第4章は審査請求の規定で、第46条から第48条まででございます。

第46条は、行政不服審査法において審理員が行う審理手続と同等の審理が本条例において担保されているため、同法第9条第1項のただし書きの規定により、審理員による審理手続に関する規定の適用を除外する規定を設けるものでございます。

19ページの第47条及び第48条は、行政不服審査法による審査請求があった場合の尾張北部環境組合情報公開・個人情報保護審査会への諮問手続等について定めるものでございます。

はねていただきまして、20ページをお願いいたします。

続きまして、第5章は雑則の規定で、第49条から第51条まででございます。

第49条では苦情に対する対応義務を、第50条では本条例の実施状況の公表義務、第51条ではこの条例の施行に関する規則への委任をそれぞれ定めております。

続きまして、第6章は罰則の規定で、第52条から第55条まででございます。

第52条、第53条は職員もしくは職員であった者、または組合が外部に委託した事務の従事者等が一定の個人情報を不正に提供、または盗用した場合、第54条は職員が職権を濫用して個人の秘密に属する事項が記載された文書等を収集した場合、第55条は不正の手段により個人情報の開示を受けた場合、それぞれ罰則を科するものでございます。

最後に附則でございます。

この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第1号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第2号につきまして説明させていただきます。

21ページをお願いいたします。

議案第2号 尾張北部環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてでございます。

尾張北部環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、尾張北部環境組合情報公開・個人情報保護審査会を設置するため制定する必要があるからでございます。

はねていただきまして、23ページをお願いいたします。

尾張北部環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例の案でございます。

第1条は、この条例の趣旨を規定するものでございます。

第2条は、尾張北部環境組合情報公開・個人情報保護審査会の設置規定であり、尾張北部環境組合情報公開条例及び議案第1号の尾張北部環境組合個人情報保護条例の規定により、その権限に属させられた事項を処理するため、審査会を置くこと等を定めるものでございます。

なお、この審査会は情報公開条例に基づき設置されております既存の尾張北部環境組合情報

公開審査会の所掌事務に個人情報保護条例に基づく事務を加えた形で新たに設置しようとするものでございます。

第3条は、この審査会の組織、委員の任命、任期、服務等について定めるものでございます。

第4条から、はねていただきまして24ページの第7条までは、この審査会の調査権限及び調査審議における意見の陳述等の手続について定めております。

第8条は、審査会の行う調査審議の手続は非公開とする旨を定めております。

第9条は、審査会の組織及び運営に関する事項の規則への委任規定でございます。

第10条は罰則規定で、審査会委員が職務上知り得た秘密を漏らした場合、罰則を科するものでございます。

附則でございます。

第1項は施行期日を定めたもので、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

25ページの第2項及び第3項は、経過措置といたしまして、この条例の施行の際に現行の尾張北部環境組合情報公開審査会の委員である者は、この条例の施行の日に尾張北部環境組合情報公開・個人情報保護審査会の委員として任命されたものとみなし、その任期は同日における尾張北部環境組合情報公開審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とすること等を定めております。

第4項は、この条例の制定に伴いまして尾張北部環境組合特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表にて説明させていただきますので、はねていただきまして26ページをお願いいたします。

尾張北部環境組合特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の新旧対照表でございます。

別表中、「情報公開審査会委員」を「情報公開・個人情報保護審査会委員」に改めるものでございます。

以上で議案第2号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第3号につきまして説明させていただきます。

27ページをお願いいたします。

議案第3号 尾張北部環境組合情報公開条例の一部改正についてでございます。

尾張北部環境組合情報公開条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、尾張北部環境組合個人情報保護条例及び尾張北部環境組合情報

公開・個人情報保護審査会条例の制定に伴い、所要の整備を図る必要があるからでございます。
はねていただきまして、29ページをお願いいたします。

尾張北部環境組合情報公開条例の一部を改正する条例の案でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表にて御説明させていただきますので、はねていただきまして31ページをお願いいたします。

尾張北部環境組合情報公開条例の一部を改正する条例の案の新旧対照表でございます。

初めに、目次につきましては第10条及び第4章を削除することに伴い、整理するものでございます。

第2条は用語の意義を規定したもので、第2号の「情報」の定義中、「電磁的記録」の意味について所要の整備を行うものでございます。

はねていただきまして、32ページをお願いいたします。

第7条は情報の開示義務及びその例外を規定したもので、例外の対象となる第2号の個人情報の定義について所要の整備を行うものでございます。

第10条は、個人情報保護条例の制定に伴い、自己情報の開示に関する規定が重複するため削除するものでございます。

33ページをお願いいたします。

第11条から、はねていただきまして34ページの第15条までにつきましては、第10条の削除により引用条項の整理を行った上で、それぞれ1条ずつ繰り上げるものでございます。

第16条及び35ページの第17条につきましても、尾張北部環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定に伴う文言の整理を行った上で、それぞれ1条ずつ繰り上げるものでございます。

第18条及び第19条につきましても引用条項の整理を行った上で、それぞれ1条ずつ繰り上げるものでございます。

はねていただきまして、36ページをお願いいたします。

第4章につきましては、尾張北部環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定に伴い、審査会の設置等に関する規定が重複するため削除するものでございます。

はねていただきまして、39ページをお願いいたします。

第5章の第28条から第33条につきましては、第10条及び第4章の削除に伴い、それぞれ9条ずつ繰り上げ、あわせて第5章を第4章とするものでございます。

恐れ入りますが、30ページにお戻りくださいますようお願いいたします。

附則でございます。

この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第3号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第4号につきまして説明させていただきます。

41ページをお願いいたします。

議案第4号 尾張北部環境組合職員定数条例の一部改正についてでございます。

尾張北部環境組合職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、ごみ処理施設の用地に関する事務を推進するため、管理者の事務部局の職員の定数を改正する必要があるからでございます。

はねていただきまして、43ページをお願いいたします。

尾張北部環境組合職員定数条例の一部を改正する条例の案でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表にて御説明させていただきますので、はねていただきまして44ページをお願いいたします。

尾張北部環境組合職員定数条例の一部を改正する条例の案の新旧対照表でございます。

第2条は職員の定数を規定したもので、第1項第1号の管理者の事務部局の職員定数「6人」を「8人」に改めるものでございます。

恐れ入りますが、43ページにお戻りくださいますようお願いいたします。

附則でございます。

この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第4号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第5号 平成29年度尾張北部環境組合一般会計補正予算（第1号）につきまして説明させていただきます。

45ページをお願いいたします。

平成29年度尾張北部環境組合の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,177万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,444万1,000円とするものでございます。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございまして、この第1表につきましては47ページに掲げておりますので、後ほど御参照賜りたいと存じます。

次に、補正予算の内容につきまして説明させていただきますので、2枚はねていただきまして、48ページ、49ページをお願いいたします。

こちらは歳入歳出補正予算事項別明細書の総括でございます。

恐れ入ります、1枚はねていただきまして、50ページ、51ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項1目負担金におきまして1,177万4,000円減額し、総額を6,862万1,000円とするものでございます。

減額補正をお願いいたします主な要因といたしましては、歳出における議会費、総務費及び建設事業費の執行残の整理に伴うものでございます。

その内訳でございますが、1節議会運営費負担金では、51ページの説明欄に掲げてございますように、構成市町それぞれ8万9,250円を減額するものでございます。その下、2節ごみ処理施設建設費負担金では、同じく説明欄に掲げてありますように、犬山市352万6,826円、江南市461万8,747円、大口町140万8,629円、扶桑町186万2,798円をそれぞれ減額するものでございます。

その結果、歳入合計は1,177万4,000円の減額で、総額として7,444万1,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

1枚はねていただきまして、52ページ、53ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費におきまして、35万7,000円を減額するものでございます。その内容でございますが、13節委託料、会議録作成業務委託料におきまして、委託内容を精査したことにより生じた予算額と執行見込み額との差額を整理し、減額するものでございます。

次に、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費におきまして35万4,000円を減額するものでございます。その内容でございますが、13節委託料、公平委員会事務委託料及び例規集システム導入委託料の執行残108万2,000円を減額するとともに、その下、18節備品購入費として組合職員を2名増員することに伴う備品購入費として72万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

最後に、3款1項1目建設事業費におきまして1,106万3,000円を減額するものでございます。その内容でございますが、13節委託料、環境影響評価等調査業務委託料、PFI等導入可能性調査業務委託料及び廃棄物処理施設技術支援業務委託料の各業務におきまして、その執行残を整理するものでございます。

その結果、歳出合計は1,177万4,000円の減額で、総額として7,444万1,000円とするものでございます。

以上で議案第5号の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第6号 平成30年度尾張北部環境組合一般会計予算につきまして説明させていただきます。

お手元の平成30年度尾張北部環境組合一般会計予算書及び予算説明書をお願いいたします。
恐れ入ります、こちらは3枚はねていただきまして、2ページをお願いいたします。

議案第6号 平成30年度尾張北部環境組合一般会計予算でございます。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,099万8,000円と定めるものでございます。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございまして、この第1表につきましては3ページに歳入、4ページに歳出をそれぞれ掲げておりますので後ほど御参照賜りたいと存じます。

次に、予算の主な内容につきまして説明させていただきますので、はねていただきまして、5ページ、6ページをお願いいたします。

こちらは歳入歳出予算事項別明細書の総括でございます。

前年度予算額8,621万5,000円と比較いたしますと、平成30年度は歳入歳出それぞれ5,478万3,000円の増額となるものでございます。

1枚はねていただきまして、7ページ、8ページをお願いいたします。

こちらは歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項1目負担金は組合運営経費として規約に基づく負担割合に応じて構成市町に御負担いただくものでございまして、1億2,794万円でございます。前年度と比較いたしますと4,754万5,000円の増額でございます。その内訳でございますが、1節議会運営費負担金は歳出の議会費117万2,000円を議員定数割で御負担いただくものでございます。その下の2節ごみ処理施設建設費負担金は、議会費を除く組合の運営事業費を均等割100分の15、人口割100分の85で御負担いただくものでございます。

なお、構成市町の負担金の内訳につきましては、8ページの説明欄にその内訳を、また別冊の平成30年度予算参考資料の1ページにて前年度予算との比較を掲げておりますので、後ほど御参照賜りたいと存じます。

次に、2款国庫支出金、1項1目国庫補助金、1節ごみ処理施設建設費補助金は、ごみ処理施設整備に伴う循環型社会形成推進交付金といたしまして1,305万5,000円を計上させていただくものでございます。前年度と比較いたしますと723万6,000円の増額でございます。

平成30年度の交付要望額でございますが、交付対象事業費に交付率3分の1を乗じて交付要望額を計算いたしますと1,536万1,000円となるところでございますが、本交付金における年度間調整制度により、今年度前倒しで230万6,000円の交付を受ける見通しであることから、その差額1,305万5,000円を計上いたしております。

なお、この年度間調整の詳細につきましては、別冊の平成30年度予算参考資料の2ページに

掲げておりますので、後ほど御参照賜りたいと存じます。

その下、3款1項1目1節繰越金は、前年度一般会計予算に係る繰越金1,000円を計上させていただくものでございます。

最下段の4款諸収入、1項1目雑入は2,000円を計上させていただくものでございます。前年度と比較いたしますと1,000円の増額ということでございます。その内訳でございますが、1節預金利子は前年度と同額の1,000円、その下の2節雑入として1,000円を新たに計上させていただくものでございます。

したがって、歳入合計は1億4,099万8,000円でございます。前年度と比較いたしますと5,478万3,000円の増額でございます。

次に、歳出でございますが、最初に平成30年度に実施を予定しております主な新規事業の概要につきまして説明させていただきますので、別冊の平成30年度予算参考資料をお願いいたします。こちらの3ページをお願いいたします。

財務書類作成等支援業務でございます。

1の事業目的でございますが、新地方公会計制度に基づく財務書類を整備することにより、住民や議会、外部に対し財務情報をわかりやすく開示するとともに、財務運営や政策形成を行う上での基礎資料として、資産・債務管理や予算編成等に有効活用することで組合運営の強化に資するものでございます。

その下、2の事業内容でございますが、総務省の統一的な基準に基づく財務書類を作成するための支援を受けるものでございます。

その下、3の事業費でございますが、委託料として64万8,000円をお願いするものでございます。

財務書類作成等支援業務の概要につきましては以上でございます。

次に、1枚はねていただきまして、4ページをお願いいたします。

ごみ処理方式等検討支援業務でございます。

1の事業目的でございますが、新ごみ処理施設の処理方式等について平成29年2月に策定されました新ごみ処理施設整備計画において絞り込まれた4方式を対象に検討を行うものでございます。検討対象となる4つのごみ処理方式につきましては、枠囲いの中に掲げてございます。

その下、2の事業内容でございますが、処理方式検討のため設置を予定しております委員会における検討に必要な資料作成などの運営支援等を行うものでございます。

その下、3の事業費でございますが、委託料として881万3,000円をお願いするものでございます。

ごみ処理方式等検討支援業務の概要につきましては以上でございます。

次に、1枚はねていただきまして、5ページをお願いいたします。

測量調査業務でございます。

1の事業目的でございますが、平成31年度以降に予定しております用地取得に向けた用地測量等を行うものでございます。

その下、2の事業内容でございますが、新ごみ処理施設建設エリア内における用地取得に向けた用地測量及び新ごみ処理施設の基本設計を行うに当たって必要となる地形測量及び地質調査を行うものでございます。

その下、3の事業費でございますが、委託料として2,373万9,000円をお願いするものでございます。

測量調査業務の概要につきましては以上でございます。

次に、1枚はねていただきまして、6ページをお願いいたします。

登記調整業務でございます。

1の事業目的でございますが、用地測量業務に対し、専門的、技術的な助言を得ることにより、用地取得に伴う登記事務を円滑に進めるものでございます。

その下、2の事業内容でございますが、調査資料の確認、用地測量立ち会いに向けた問題点の抽出、法務局との事前調整等を行いまして、公共嘱託登記手続に向け用地測量業務に対し、専門的、技術的な助言を行うものでございます。

その下、3の事業費でございますが、委託料として96万6,000円をお願いするものでございます。

登記調整業務の概要につきましては以上でございます。

次に、1枚はねていただきまして、7ページをお願いいたします。

物件調査業務でございます。

1の事業目的でございますが、平成31年度以降に予定しております用地取得に向け、用地に付随する物件の調査を行うものでございます。

その下、2の事業内容でございますが、新ごみ処理施設建設エリア内の土地に定着する工作物や立竹木等に係る権利者及び種類、数量等の調査、並びに営業に関する調査を行い、それらの補償額を算定するものでございます。

その下、3の事業費でございますが、委託料として804万6,000円をお願いするものでございます。

物件調査業務の概要につきましては以上でございます。

平成30年度に実施を予定しております主な新規事業の概要につきましては以上でございます。

引き続き、歳出予算の内容につきまして説明させていただきますので、もう一度一般会計予

算書及び予算説明書にお戻りくださいますようお願いいたします。

こちらの9ページ、10ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費は117万2,000円で、前年度と比較いたしますと48万7,000円の増額となるものでございます。増額の理由といたしましては、1泊の行政視察の実施に伴うものでございます。

主な支出といたしまして、9節旅費には費用弁償として72万円、あわせて一番下、14節使用料及び賃借料には大型バス借り上げ料等として15万7,000円を計上いたしております。

1枚はねていただきまして、11ページ、12ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は7,714万円で、前年度と比較いたしますと1,969万5,000円の増額でございます。増額の主な理由といたしましては、1泊の行政視察の実施に伴う調査旅費や組合職員を2名増員することに伴う派遣職員人件費負担金の増額によるものでございます。

次に、主な支出について説明させていただきます。9節旅費には1泊の行政視察の実施に伴う調査旅費として66万円を計上いたしております。

恐れ入ります、1枚はねていただきまして、13ページ、14ページをお願いいたします。

13節委託料には組合の例規集システムを維持管理するための例規集システム維持管理委託料として83万2,000円、先ほど平成30年度予算参考資料で御説明をいたしました財務書類作成等支援委託料として64万8,000円を計上いたしております。

その下、14節使用料及び賃借料には議会費と同様、1泊の行政視察の実施に伴う大型バス借り上げ料等を計上いたしております。

その下、19節負担金補助及び交付金には組合職員2名の増員分を含む8名の人件費に対する派遣職員人件費負担金6,866万8,000円を計上いたしております。

次に、2款2項1目監査委員費は21万8,000円で、前年度と比較いたしますと6万円の増額でございます。増額の理由といたしましては、1泊の行政視察の実施に伴う旅費を計上したことによるものでございます。

1枚はねていただきまして、15ページ、16ページをお願いいたします。

3款1項1目建設事業費は6,146万8,000円で、前年度と比較いたしますと3,454万1,000円の増額でございます。増額の主な理由といたしましては、ごみ処理方式等の検討や測量調査等を新たに行うための事業費を計上したことによるものでございます。

次に、主な支出について御説明をさせていただきます。12節役務費には新ごみ処理施設エリア内の土地の鑑定及び比準を行うため、土地鑑定手数料として64万円、土地比準手数料として44万9,000円をそれぞれ計上いたしております。その下、13節委託料には、先ほど平成30年度

予算参考資料で御説明をいたしましたごみ処理方式等検討支援業務委託料として881万3,000円、測量調査業務委託料として2,373万9,000円、登記調整業務委託料として96万6,000円、物件調査業務委託料として804万6,000円を計上いたしております。

4款1項1目予備費は、前年度と同額の100万円でございます。

したがいまして、歳出合計は1億4,099万8,000円で、前年度と比較いたしますと5,478万3,000円の増額でございます。

なお、17ページから20ページまでにつきましては本予算に関係します資料をそれぞれ掲げておりますので、後ほど御参照賜りたいと存じます。

以上で議案第6号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（大沢秀教君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案第1号 尾張北部環境組合個人情報保護条例の制定についてから議案第6号 平成30年度尾張北部環境組合一般会計予算までにつきまして、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（大沢秀教君） 1番 水野議員。

○1番（水野正光君） 1番 水野正光です。

4号、5号、6号について質疑をさせていただきますが、1議案ごと、一括して全部やっていいですか。

○議長（大沢秀教君） 1議案ずつお願いします。

○1番（水野正光君） まず、4号議案ですが、職員の定数を改正ということで、6名から8名ということですが、まず用地の事務の推進ということですが、具体的にはどんな業務を2人ふやしてやっていただく業務なのか。

○議長（大沢秀教君） では、答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（武馬健之君） 平成31年度から32年度にかけて用地取得、いわゆる契約事務というスケジュールとしております。それに向けて平成30年度に測量業務が入ってくるということでございます。現時点におきまして、その2名につきましては、平成30年度に主に測量の業務を行っていただくことを予定しております。

（挙手する者あり）

○議長（大沢秀教君） 水野議員。

○1番（水野正光君） 再質疑ですが、この2名ですが、派遣ということになると思うんですけども、具体的にどこの市町から派遣するのか。

それから、こういった担当者といえますか役職といえますか、そういった人材が予定されているのかお願いいたします。

○議長（大沢秀教君） 事務局長。

○事務局長（武馬健之君） ただいまお尋ねの件でございますが、派遣職員のローテーションというものに基づきまして、平成30年度から江南市と扶桑町から1名ずつを派遣していただく予定をいたしております。3年間の予定でございます。

なお、職級につきましては、江南市が副主幹または主査級、扶桑町が主査または主任級ということで今考えておるといふことでございます。

（挙手する者あり）

○議長（大沢秀教君） 水野議員。

○1番（水野正光君） 再々質疑ですが、この用地の問題ですが、用地についてもともと江南市で責任を持って確保するという約束があったんですが、どこまでが江南の約束の範疇なのかということですね。

それから、現在用地の承諾は前回の全協で1名反対者が見えるということがありましたけれども、用地についての見通しについてはどういう状況になったかお願いします。

○議長（大沢秀教君） 事務局長。

○事務局長（武馬健之君） 御案内のように、まだ江南市のほうで用地取得に向けて努力しているという状況でございます。現在まだ1名の方の同意は得られていないというような情報をいただいております。

（挙手する者あり）

○議長（大沢秀教君） 水野議員。

○1番（水野正光君） 4号については以上です。

それから、5号の補正予算ですが、53ページ、委託料等で減額の補正ということが主ですけれども、PFI導入可能性調査業務委託料と、それから廃棄物処理施設技術支援業務委託料について、入札の状況、落札の結果はどういうふうであったか、お伺いしたいと思います。

○議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（武馬健之君） 技術支援のほうにつきましては、昨年10月17日に入札を行いました。2者ということでございましたが、公益財団法人東京都環境公社が落札をしております。契約金額319万6,800円ということでございます。

それから、PFI等導入可能性調査業務委託のほうにつきましては、こちらと同じく昨年の10月17日に入札を行いました。これは5者ということで入札がございました。株式会社日建設

計名古屋オフィスが落札をしております。契約金額267万8,400円ということでございます。

(挙手する者あり)

○議長（大沢秀教君） 水野議員。

○1番（水野正光君） 2つ競争入札でやられた結果で差が出たということですが、PFIのほうですけれども、5者ということですが、最初の予定の540万からかなり少ない価格で落札できたということに何か原因があるのか。それから、廃棄物処理のほうの2件ですが、2つでかなりの差があったというふうにホームページで出ていますけれども、それが原因が何かあるのか、わかればお伺いしたいです。

○議長（大沢秀教君） 事務局長。

○事務局長（武馬健之君） PFI等につきましては267万8,400円で契約ということでございます。5者の中で競争原理が働いたものと認識をいたしております。

それからもう一点、廃棄物の技術支援業務につきましては、御案内のように額が大幅な差があったということでございますが、こちらにつきましても競争原理が働いたという認識でございまして、それ以降の詳細につきましてはちょっと承知していないということでございます。

(挙手する者あり)

○議長（大沢秀教君） 水野議員。

○1番（水野正光君） わかりました。競争入札の結果、差がとといいますか、減額できたということだと思いますけれども。

それから、建設ニュースというのが、いわゆるいろんな建設関係の業者さんが注目されているということで、その報道の中でPFIの委託料と、それから廃棄物、この2つの委託料の結果、事業費など一部に変更があったという報道があるんですけども、計画の変更はされたというのは何かで情報があつたような気がするけれども、事業費の内容を変更したというのはあるんですかどうか。

○議長（大沢秀教君） 事務局長。

○事務局長（武馬健之君） こちらにつきましては、事業費に国の交付金、循環型社会形成推進交付金といいます、そちらを充てるといったことがございます。それに当たりまして、昨年4月に提出した尾張北部地域第1小ブロック循環型社会形成推進地域計画における施設整備に関する計画支援事業の総括事業費及び交付対象事業費について、この計画の中の変更を行う必要があったというものでございます。要は交付金のもとになる計画の内容について、先ほどおっしゃいましたPFI等導入可能性調査等について減額、修正を行ったというものでございます。

(挙手する者あり)

○議長（大沢秀教君） 水野議員。

○1番（水野正光君） 今勉強しておるやつが事前にある程度そういった情報として流れたということだと思います。

6号議案の建設事業費の委託料の関係ですね。16ページにあります。環境影響評価についてはいろいろ資料をいただきましてありがとうございます。それから、プロポーザルの結果についても資料をいただきました。

それで、30年度の環境アセスですが、このスケジュールを資料でいただいておりますが、この中でポイントになるのは30年度配慮書と方法書というところまで30年度でということですが、この中で配慮書について意見聴取ということが出るわけですが、この意見聴取というのはどういう形でやられるのか。それから、方法書の説明会並びに意見聴取ということが30年度の中に入っておりますが、組合としてどういう形で進められるのでしょうか。

○議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（武馬健之君） 平成30年度の予算にかかわるものということでお話を申し上げたいと思います。配慮書につきましては、広く住民の方々の意見を求めるために公表してまいりたいということでございますが、説明会というところまでは今は想定してないというところでございます。

それから、次の段階の配慮書を踏まえた方法書の段階では、こちらにも意見を当然聴取するわけでございますが、こちらについては説明会を開催していくことも今考えておるということでございます。

（挙手する者あり）

○議長（大沢秀教君） 水野議員。

○1番（水野正光君） 環境アセスについては、まだ地元同意ということで、地域振興も全協で議題になると思いますけれども、まだ進行中と。完全に同意がとれた形になってない中で、環境アセスの意見聴取や説明会は30年度に実施していくということになるという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（大沢秀教君） 事務局長。

○事務局長（武馬健之君） 方法書につきましては、説明会を開催させていただいて御案内申し上げます。

配慮書につきましては、先ほど申し上げましたように、説明会ではございませんが、それにかかわる公表方法をしっかりと考えていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

○議長（大沢秀教君） 水野議員。

○1番（水野正光君） もう一つ、この委託料の中のごみ処理方式等検討支援業務委託料ですが、検討委員会を立ち上げてということは以前から方針が出ているということですが、今回委託するという事はいつから委員会をどういう形で立ち上げていくかということですね。この委託の業務があるということは30年度にそういったことをやっていくと。検討委員会を立ち上げるということでもいいのか、お伺いいたします。

○議長（大沢秀教君） 事務局長。

○事務局長（武馬健之君） 処理方式等を決定していく、検討していくという中で、今おっしゃいました専門家を交えた委員会、組織を立ち上げる予定でございます。これは相手のあることでございますので、議会のほうで予算等がお認めいただいた段階をもって当たっていくということになるかと思っております。今5名を予定しておるところでございますが、そちらを年間、現時点では5回程度考えておるところでございます。その中で技術的な、専門的な分野についての資料作成とか、そういったものについて御支援等をいただくというものでございます。

（挙手する者あり）

○議長（大沢秀教君） 水野議員。

○1番（水野正光君） 専門家が中心ということですが、我々議会とか、それから住民とか、素人ではあるんですが、そういった人は入らなくて、全く専門家集団ということで5人選んでいくと、それで委員会を立ち上げるということになるんでしょうか。

○議長（大沢秀教君） 事務局長。

○事務局長（武馬健之君） ほかの団体の例もございまして、そちらも参考にさせていただくかなと思っております。先ほど申し上げましたが、5名を今考えている中には大学教授を初めとした専門家5名というふうに考えているというところでございます。

（挙手する者あり）

○議長（大沢秀教君） 水野議員。

○1番（水野正光君） もう一つ、最後ですが、測量調査、登記調整、物件調査の業務の委託料ということですが、測量に入るに当たって当然地権者の承諾が前提で測量に入っていくということですが、そういった地権者の承諾なり、いわゆる口頭ということじゃなくて、あるいは文書で、普通土地が絡むと印鑑をもらってということになると思うんですが、そういったことがまだ終わっていないと思うんですけど、それがない段階でも測量やそういうのに入っていくということでしょうか。

○議長（大沢秀教君） 事務局長。

○事務局長（武馬健之君） 測量につきましては、私ども中央エリアのごみ処理施設、それから

東側には国が防災拠点ということで今考えてみえるということで、あと西側には江南市という3者の流れがございます。こちらについては、測量の説明会等について3者で協議しながら進めてまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

○議長（大沢秀教君） 水野議員。

○1番（水野正光君） 説明会を進めながら、それを経て測量に入っていくということでありませう。

その中で、1名の反対者の話が先ほどありましたが、墓地とか、いろんなそういった関係もあったと思うんですが、そういった問題もクリアできているのでしょうか。

○議長（大沢秀教君） 事務局長。

○事務局長（武馬健之君） 今おっしゃいました墓地につきましては、管理者であります中般若の区長さんとも今相談をさせていただきまして、移転に向けた検討を今進めているという段階でございます。

○1番（水野正光君） ありがとうございます。以上です。

○議長（大沢秀教君） ほかに質疑はありますか。

(挙手する者あり)

○議長（大沢秀教君） 河合議員。

○4番（河合正猛君） 私も4号と6号について何点かお尋ねをしたいと思います。

水野議員とかぶらないようにお願いをしたいと思います。

まず、職員の方の内容はよくわかりました。2名増員ということで、役職をお聞きしたんですけれども、この用地取得の経験がある職員さんなのかどうか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（大沢秀教君） 4号議案につきまして。

事務局長。

○事務局長（武馬健之君） 用地グループに配置をする予定の職員につきましては、構成市町の担当部課長会議におきまして派遣をお願いする市町に対して適切な職員を派遣していただくようお願いをいたしております。その上で文書にて派遣を今依頼しておるところでございます。

(挙手する者あり)

○議長（大沢秀教君） 河合議員。

○4番（河合正猛君） 各市町もなかなか職員の方が用地取得を最近はされておらんとおもうんですよね。非常に難しいと思うんです。ですので、私は土地の用地取得については民間委託した

ほうがスムーズに早くできるんじゃないかなと思います。ぜひ民間委託の御検討を、土地の買収については民間委託したほうがスムーズにいくんじゃないかなと思いますので、一度御検討いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（大沢秀教君） 答弁をお願いします。

事務局長。

○事務局長（武馬健之君） 用地取得のための契約交渉でございますが、組合の職員が直接地権者の方々に御説明をして御理解をいただいていると、これが業務推進の上で望ましいのではないのかなというふうに考えています。そうしたことから、用地交渉業務を民間に委託というお話でしたが、そこまでは今考えていないという状況でございます。

（挙手する者あり）

○議長（大沢秀教君） 河合議員。

○4番（河合正猛君） 一度検討いただきたいなと思います。

次に、6号の参考資料の4ページ、水野さんから先ほど質問があったごみ処理方式等の検討支援業務ですけれども、先ほど委員会の構成等開催回数は聞いたんですけど、任期はどうなりますか。何年任期でやられるんですか。

○議長（大沢秀教君） 事務局長。

○事務局長（武馬健之君） 平成30年度中に設置をいたしまして、その年度中に検討を終えるということにしておりますので、それまでということ想定しております。

（挙手する者あり）

○議長（大沢秀教君） 河合議員。

○4番（河合正猛君） わかりました。

次に、検討すると書いてあるんですけども、4方式を何を検討するのかよくわからんですけど、例えば焼却残渣の検討をするのかコストの検討をするのか、こういったことを検討されるんですかね。

○議長（大沢秀教君） 事務局長。

○事務局長（武馬健之君） 昨年2月に策定されました新ごみ処理施設の整備計画というものがございまして、こちらにおいて処理方式の採用件数を指標といたしまして、4方式といったことに絞り込みがされておるというところがございます。

この計画の中で、今お話をいただきました検討課題といった中で2点ほど上げられておりまして、1点目が焼却残渣のリサイクルの実現性といったこととございまして、それからもう一点が、運営費用も含めたコストといった、大きくその2つが上げられているというところがございます。検討委員会ではこの2点を主に御協議いただくといったことのほか、技術の動向とか

安全面、それから環境面などから比較・検討をいただきたいというふうに想定をしておるとい
うところでございます。

(挙手する者あり)

○議長（大沢秀教君） 河合議員。

○4番（河合正猛君） そうすれば、検討委員会はこの4方式を1方式に絞り込むんですか。そ
ういう作業をされるんでしょうか。

○議長（大沢秀教君） 事務局長。

○事務局長（武馬健之君） この検討委員会におきましては、今お話ありました1つの方式に絞
り込むのがよいのかどうかといったことも含めて、当地域のごみ処理において望ましい方式と
いったものをさまざまな観点から御検討いただくといったことを今考えておるとい
うところ
でございます。

(挙手する者あり)

○議長（大沢秀教君） 河合議員。

○4番（河合正猛君） 私も何か所か焼却施設の視察に伺ったんですけれども、他の地域、例え
ば名古屋市の北名古屋工場とか青森市の焼却場なんかそうなんだけど、処理方式を絞らずに複
数の方式で事業者の提案をもらって決めていくという方式、総合評価をして入札にかけるとい
ったほうがコストの点からいけば非常に安く上がるんじゃないかなと。逆に一機種に絞っちゃ
うと、もうそれしかないんだからコストが下がらない。だから、以前の検討委員会で4方式を
決めただから、この4方式を応募にかけて、入札にかけてやったほうがコストは下がるんじ
ゃないかなと思いますので、御検討をお願いしたいと思います。回答は要りません。

次に、同じく参考資料の5ページの測量調査業務について、先ほど水野さんが質問されたん
だけど、この測量の業務は真ん中だけでやるんですかね。これ先ほど話があったように、東側
は国土交通省が測量をやりますよと、中央エリアがこの新ごみと、西側が江南市ということで、
この境界境、筆界がどうしても調べないかんから、一体的にやったほうが、コストの面からい
っても時間の面からいっても非常に効率的じゃないかなと思いますので、そんなようなことを
御検討いただきたいと。

もう一点は、地権者の反対者が1名おるといことで、測量は大丈夫なんですよね。その承
認はいただいておりますかね。その2点。

○議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（武馬健之君） それぞれの事業主体、国、江南市、それから私ども組合といったこ
との事業主体がそれぞれ単独で測量を行いますと、今お話がございましたように測量の範囲が

重複するといったこともございます。それからまた、地権者による立ち会いの回数が、それぞれお持ちになってみえる方もあるものですから、その回数もふえてくるといったことも考えられるというふうに思います。そうしたことから、この3者が一体となって行ったほうがコストの面では当然減少になるといったこと、加えまして地権者との調整もスムーズに進められるといったことも考えられますので、測定の進め方につきましてはしっかりと国土交通省、江南市とも調整を進めてまいりたいと考えております。

もう一点、まだ同意をいただけていない方への対応ということでございますが、この地権者の方につきましては、江南市のほうで今、地権者同意に向けて交渉を行っていただいておりますという状況でございますが、測定に関しましては行ってもらってもよいとの話をお聞きしておりますので、こちらは実施できるものというふうに考えております。

(挙手する者あり)

○議長(大沢秀教君) 河合議員。

○4番(河合正猛君) 最後に、同じく7ページの物件調査業務ですけれども、事業内容の中に工作物とかと書いてあるんですけど、具体的に何があるんですかね、工作物。

○議長(大沢秀教君) 事務局長。

○事務局長(武馬健之君) 実際には調査に入らないとわからない部分がございますが、このエリア内にはごみ収集業者といった方が作業を行ってみえる、そういった場所があるというふうにお聞きしております。それからまた、それ以外に畑とか雑木林といったものがございますので、個体の数までは申し上げることはできませんが、こちらについて調査を行っていくということでございます。

(挙手する者あり)

○議長(大沢秀教君) 河合議員。

○4番(河合正猛君) 今話があった雑木林は、あそこはたくさんあるんですけども、雑木林まで補償の対象になるんですかね。

○議長(大沢秀教君) 事務局長。

○事務局長(武馬健之君) 雑木林の中で補償対象となるような樹木等があるかどうかといったことを、この業務の中で調査をお願いしていきたいというふうに思います。

(挙手する者あり)

○議長(大沢秀教君) 河合議員。

○4番(河合正猛君) 普通、樹木なんかは自分で買ってきて植えたよというのは補償対象ですよ。あれはひとり生えというのかよくわかりませんが、全くの雑木林のような気がするんですけど、一度調査していただくということでお願いをしたいと思います。以上です。済みませ

ん。

○議長（大沢秀教君） 他に質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（大沢秀教君） 千田議員。

○副議長（千田利明君） 11番 千田でございます。よろしく申し上げます。

今、調査業務の件では河合議員のほうでもいろいろございましたので、費用のところを少しお伺いしたいと思います。

まず、5号議案のほうの補正のところですけど、ここのところの総務費の備品購入費のところになりますけど、額をお聞きしたいんですけど、パソコン2台増ということで、これは2名増員の必要があるということでパソコン2台購入されるんですけど、当初予算では、これはたしか7台借り上げで32万円ほど計上されていたと思うんですけど、今回この2台が61万3,000円費用がかかっているというのは、購入、買い取りということでよろしいでしょうか。そのところの説明もお願いしたいと思います。

○議長（大沢秀教君） 事務局長。

○事務局長（武馬健之君） 今お話がございましたパソコンでございますが、来年度から3年間、用地グループの職員がふえるといったことで、今はリースでやっておりますが、そちらの3年間のリースと、備品として購入する場合の価格といったものを比較・検討いたしました結果、予算計上する段階においてリースのほうが高どまりであったということもございましたので、今回は備品購入をしていくといったことで予算計上させていただいたというものでございます。

ただ、こちらにつきましては今の使用しておりますパソコンのスペックといいますか、機能的なものについては同等のものを今想定しているところでございます。ただ、あくまでも備品の予算ということでございますが、実際は競争原理が働いてくるのではないかと思いますので、その辺はしっかりと対応していきたいと思っております。

（挙手する者あり）

○議長（大沢秀教君） 千田議員。

○副議長（千田利明君） ということは、7台は借り上げのままでいって、2台は購入する、計上していくということの予算ということでよろしいですね。

○議長（大沢秀教君） 事務局長。

○事務局長（武馬健之君） おっしゃるとおりでございます。

（挙手する者あり）

○議長（大沢秀教君） 千田議員。

○副議長（千田利明君） もう一点お願いをいたします。

今度は6号議案の今回の30年度の予算のほうですけど、そのところでの歳出のほうの議会費の中での委託料に関することでございますけど、これは予算ですので、委託料のところの会議録作成業務委託料というのがございます。これで24万3,000円計上されておりますが、これは2回分ですか、1回分でしょうか。というのも、29年度の場合に16万2,000円を計上、補正で上がっているわけなんですけどね。今回30年度の予算で24万3,000円というのはちょっと少ないんじゃないのかなという気がしないでもないんで、その点をちょっと確認したいと思えます。

○議長（大沢秀教君） 事務局長。

○事務局長（武馬健之君） まず、この委託料の会議録作成業務でございますが、当初予算、業者の見積もりを頂戴した中で、時間当たり1万6,200円といったことで、15時間といったことを今想定しておるというものでございます。内容的には議会の定例会、臨時会、全員協議会、議員代表者会議といったことで、そちらの内容をお願いするというものでございます。

ただ、今年度補正も組んでおりますが、当初は印刷製本について、全て業者のほうでお願いをしていきたいというふうにしておったところでございますが、経費節減を少しでもしたほうがよいとの考えを持ちまして、内部印刷に変更していくといったこともございましたので、29年度は補正で減をさせていただいております。30年度はそういったことを踏まえた形で予算計上させていただいたというものでございます。

（挙手する者あり）

○議長（大沢秀教君） 千田議員。

○副議長（千田利明君） わかりました。

○議長（大沢秀教君） ほかに質疑は。

（挙手する者あり）

○議長（大沢秀教君） 齊木議員。

○8番（齊木一三君） 齊木と言いますが、5号議案の補正予算の中で、建設事業費の中でPFI等導入可能性調査業務委託料ということで、このPFI導入につきましては29年度中に一応これが計画をされておるわけですけど、今後どのような形でこれをつくられていくか、その流れをちょっと教えていただきたいです。

○議長（大沢秀教君） 事務局長。

○事務局長（武馬健之君） PFI等導入可能性調査につきましては、29年度事業ということで、現在契約の中では平成30年3月30日までを委託期間としてお願いしているというところでございます。

業者と協議をする中で、現時点においてVFMの数値の計算に入りつつあるといったところ

でございます。その結果が今年度中には報告がされるということでございます。それをもって、その報告内容を踏まえて、組合のほうでどのような方式がよろしいかといったことを検討していくということになろうかと思えます。

(挙手する者あり)

○議長（大沢秀教君） 齊木議員。

○8番（齊木一三君） こうした場合、資料は業者さんのほうから提出されて、また資料に基づいて、こういう委員会とかそういうのがまたつくられて審議されるとか、そういうことはないわけですか。

○議長（大沢秀教君） 事務局長。

○事務局長（武馬健之君） まだどんなような形で報告が来るかというのが想定できていないところでございますが、その辺は必要に応じて議員の皆様にご案内を差し上げる形も必要になるのではないのかなというふうに考えております。

○8番（齊木一三君） わかりました。ありがとうございます。

○議長（大沢秀教君） 他に質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（大沢秀教君） 和田議員。

○12番（和田佳活君） 12番 和田です。

第6号議案のごみ処理方式決定ということに関して、余熱利用の検討というのが、この方式を決定するに当たり並行的に考えていくのか、その業務の流れは今後どうなるのでしょうか。

○議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（武馬健之君） 施設整備計画におきまして、余熱の有効利用といった観点から効率を考えて、発電及び温水等の場内利用を優先して考えることということとなっておりますので、そちらは含めてということになろうかと思えます。

○12番（和田佳活君） ごみ処理方式を決定するに当たり、並行して考えていくということでよろしいですか。

○議長（大沢秀教君） 暫時休憩いたします。

(午前11時26分 休憩)

○議長（大沢秀教君） では、再開いたします。

(午前11時29分 再開)

○議長（大沢秀教君） 和田議員の質疑に対する答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（武馬健之君） 答弁がおくれまして、大変申しわけございません。

今お話をいただきました余熱利用の観点でございますが、この処理方式の検討の中ではこちらを中心として、そこまで深く入れ込んでやっていくということまでは今想定はしておりません。

ただ、機種によっては余熱のどのぐらいという比較・検討ぐらいはできるかなと思います。実際のこれからの余熱に当たりましては地域振興策的なこともあつたりしますので、次のステージにおいて検討すべきものというふうに考えております。

○12番（和田佳活君） わかりました。

○議長（大沢秀教君） 他に質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（大沢秀教君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第1号から議案第6号までの6議案について、討論を許します。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（大沢秀教君） 水野議員。

○1番（水野正光君） 1番 水野正光です。

4号議案、6号議案について反対の立場で討論をさせていただきます。

まず4号議案ですが、ごみ処理施設の建設における大前提は、地元同意と地権者の承諾であります。現在進めている建設は江南市で責任を持ってやるという約束で進められて、現在では4首長さんとも当時からかわられていますけれども、約束は継続されているというふうに思いますが、先回の河合議員も江南市にお任せくださいというようなお話もありましたので。本来であれば、私は最初から2市2町で協働して責任を持って進めるというのが筋だと思いますが、これはどこかでボタンのかけ違いがあつたのではないかと。もう一度原点に立ち返って、候補地選定からもう一度検討すべきだということを思っております。

とはいえ、地元同意とか地権者の承諾については大変な労力が必要なものも事実であります。そういった点で、地権者承諾とか、あるいは地元同意、そういったものが実現した、あるいはまた最初から見直すということになれば、私はとても今の職員の人数では足りないぐらいだというふうに思っております。現時点ではそこまで進んでいないという状況を見れば、来年度予算でこの用地事務について人員を増員してやっていく必要はないということで反対の討論とさ

させていただきます。

6号議案ですが、来年度予算ということですが、今進めているスケジュールでいけば平成37年供用開始という事業スケジュールで進めているわけでありましてけれども、本来これは29年度において地元同意、あるいは地権者承諾が得られているという前提で進めないと進まないのではないかと。とりわけ地元同意について、地域振興策がなかなか具体的にないということ。私どもは地元の都市美化センターの塔野地で四十数年前の協定書の問題について地域振興策を今検討しているわけですが、すぐ簡単というわけにはなかなかいかない部分もあります。そういう点で、建設事業にかかわる委託料を今どんどん進めて本当に大丈夫かどうかということも懸念されるわけでありまして。本来ごみ処理については、焼却場や破碎施設だけじゃなくて、リサイクルや減量をどうしていくかということが大事であります。そういう点からいけば、そういった問題をきちっとしてから進めるべきであります。さらには一定まだ同意されていないといいますか、住民の中にも同意されていない方は見えますが、測量等のということが進んでいけば、そういったところでの住民の関心も高まって、さまざまな住民の意見も出てくるという状況でありますので、現段階において建設事業費の委託について進めることについてはやめるべきだということで反対の討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大沢秀教君） ただいまは第4号議案、第6号議案に対する水野議員からの反対討論をいただきました。

他に反対討論がありましたらお願いいたします。ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（大沢秀教君） 次に賛成討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

○議長（大沢秀教君） 丹羽議員。

○9番（丹羽 勉君） 9番 丹羽です。

ただいまの議案第4号 尾張北部環境組合職員定数条例の一部改正について反対討論がありましたが、私は賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

本改正案は平成30年度から新ごみ処理施設の用地取得を推進していくことに伴い、必要となる人員を配置するため提案されたものだと思います。

ただいまも反対討論の中にもありましたように、体制がまだ弱い、もうちょっと人数もふやす必要が出てくるだろうというようなお話もありましたが、平成37年度の供用開始に向けては用地を確実に取得する必要があると思います。平成30年度に計画されている用地測量や物件調査は着実に実施していくことが必要であります。多数の地権者に丁寧に説明していただきながら適正に用地事務を進めていくため、2人の増員は必要最小限のものと思います。十分精査さ

れていると認められるものでありますので、用地取得を早期に、かつ円滑に進めていただくことを要望いたしまして、議案第4号に対する賛成討論とさせていただきます。

○議長（大沢秀教君） 他に討論はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（大沢秀教君） 鈴木議員。

○5番（鈴木 貢君） 5番の鈴木貢でございます。

先ほど反対討論がございましたが、私のほうからは議案第6号の平成30年度尾張北部環境組合一般会計予算につきまして、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

本予算におきましては、平成37年度の供用開始に向け新ごみ処理施設の整備を着実に、また速やかに進めていくために、主な事業として今年度に引き続いて環境影響評価を進めるとともに、新規事業としてごみ処理方式の検討や用地取得に向けた測量調査業務、また物件調査業務等が提案されておるわけでございます。ごみ処理施設の検討は、新ごみ処理施設整備計画で計画されているごみ処理方式を専門家を交えて検討するものであり、建設に向けて計画を具体化していく上で、これは必要な事業でございます。

また、ごみ処理施設整備の用地を着実に取得していくために、その前提となる用地測量や物件調査は早期に、かつ着実に実施していただく必要があります。そのための委託費や職員の人件費負担は必要不可欠なものであると思います。その他の項目についても必要な事務事業を精査し、適切に編成されているものと認められるものであります。早期に施設整備を実現するために、各種事業を着実に実施していただきますことを要望いたしまして、議案第6号に対する賛成討論とさせていただきます。以上です。

○議長（大沢秀教君） そのほか討論ありませんでしょうか。

（挙手する者あり）

○議長（大沢秀教君） 河合議員。

○4番（河合正猛君） 賛成討論ではないんですけど、先ほど水野議員が反対討論の中で、私が江南市に任せておくと、この意味。私の発言は多分、同意は江南市がとるから江南市にお任せくださいと言っただけで、この言葉を聞くと私がオーケー出しておるということですね。この部分を削除するか、修正をお願いしたいと思います。議事録に残りますので、大変困りますので、確実な言葉でしゃべっていただかないかと思うんです。河合が任せていけると、これは全くもっておかしいと思いますので、訂正をお願いしたいと思います。

○議長（大沢秀教君） ただいま河合議員から議事進行に当たる発言がございましたが、暫時休憩いたします。

（午前11時40分 休憩）

○議長（大沢秀教君） では、再開いたします。

（午前11時46分 再開）

○議長（大沢秀教君） 水野議員からの議事進行の発言を許します。

○1番（水野正光君） 河合議員のほうから私の討論について話がありましたが、私の趣旨というか、もともと地元同意、地権者承諾については江南市の責任でもって進めるという約束でした。そのことをもって、河合議員が前回の29年度の第1回の定例会の賛成討論の中で江南市にお任せくださいということと言われたもので、それをとって私が発言したものですから、これは河合さんの発言は議事録に残っていますので、さきの討論の中で江南市にお任せくださいということで、江南市を抜いたとすれば、それは江南市にお任せくださいということに訂正をしなきゃいかんですが、ちょっと僕もどう言ったか記憶がないもので、河合さんが江南市にお任せくださいという発言をされたということで言いました。以上です。

○議長（大沢秀教君） では、これをもって討論を終結いたします。

これより日程の順序に従いまして、各議案の採決に入ります。

議案第1号 尾張北部環境組合個人情報保護条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号 尾張北部環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大沢秀教君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号 尾張北部環境組合情報公開条例の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大沢秀教君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号 尾張北部環境組合職員定数条例の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大沢秀教君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号 平成29年度尾張北部環境組合一般会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大沢秀教君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第6号 平成30年度尾張北部環境組合一般会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大沢秀教君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

議員の皆様には終始御熱心に御審議をいただきまして、全ての案件に対し適切な議決をされまして無事閉会できますこと、大変拙い議事進行でありましたが、厚く御礼を申し上げたいと思います。

組合当局におきましては、今期中、議員の皆様から述べられた御意見を十分に尊重されまして、組合行政の運営に一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

管理者 澤田市長。

○管理者（澤田和延君） 閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日は、大変長時間にわたりまして慎重に御審議を賜り、ありがとうございます。また、各議案に対しまして適切なる御決定をいただき、厚く御礼を申し上げます。

本日、議員各位よりいただきました御意見等につきましては、十分これを尊重してまいりたいと存じます。

立春が過ぎたとはいえ、暦の上では春を迎えておりますけれども、まだまだ寒さ厳しい日が続いております。インフルエンザもはやっておるというようなことも聞いております。どうか議員の皆様方におかれましては十分御自愛をいただきまして、ますます御活躍を御祈念申し上げますとともに、新しいごみ処理施設の建設に向けまして一層の御高配と御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（大沢秀教君） これをもって、平成30年第1回尾張北部環境組合議会定例会を閉会いた

します。

(午前11時52分 閉会)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 会 議 長 大 沢 秀 教

議 会 議 員 市 橋 円 広

議 会 議 員 齊 木 一 三